

総括表

費目	単位	数量	単価	金額	摘要
設計業務価格	式	1			
業務価格	式	1			
消費税相当額	式	1			
業務委託料	式	1			

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 道路附属物定期点検業務委託				業 項 目	土木設計業務 道路施設点検		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
道路施設点検		式	1					
トンネル定期点検		式	1					
計画準備		式	1					
計画準備		トンネル	1				単 1号	
現地踏査		トンネル	1				単 2号	
状態の把握(点検)		式	1					
状態の把握(点検)	ひび割れ密度:0<C≦0.1	日					単 3号	
健全性の診断		式	1					
健全性の診断		トンネル	1				単 4号	
報告書等作成		式	1					
報告書の作成		トンネル	1				単 5号	
定期点検記録様式の作成	ケース3	万m2	0.02				単 6号	
標識定期点検		式	1					

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 道路附属物定期点検業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 道路施設点検
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
点検計画		式	1				
計画準備		回	1				単 7号
現地踏査		基	27				単 8号
点検作業		式	1				
道路標識定期点検	単柱	基	27				単 9号
点検記録票作成		式	1				
道路標識点検記録票作成		基	27				単 10号
報告書作成		式	1				
報告書作成	補修方法の提案も含む	回	1				単 11号
共通		式	1				
共通(橋梁定期点検)		式	1				
打合せ等		式	1				
打合せ	中間打合せ1回 全3回	業務	1				内 1号

業務委託費内訳書

業務名	令和7年度 道路附属物定期点検業務委託				業 項	種 目	土木設計業務 共通
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
関係機関打合せ協議	1機関(県道部)1回	式	1				内 2号
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
旅費交通費		式	1				
旅費(率計上・宿泊無)	調査、計画業務	式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(設計)	その他の設計業務	式	1				
機械経費(橋梁定期点検)		式	1				
機械経費(橋梁定期点検)		式	1				内 3号
安全費(橋梁定期点検)		式	1				
交通誘導員		人					単 12号
安全費(橋梁定期点検)		式	1				
仮設費(橋梁定期点検)		式	1				

1次内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 3号	機械経費(橋梁定期点検)						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	連絡車(ライトバン)運転費 1.5L		日				単 14号
	高所作業車		日				単 15号 トラック架装リフト プール型12 m
	合計						

1次内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 4号	仮設費(橋梁定期点検)						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	保安規制資材		日				投光器、発動発電機、 カラーコーン等
	合計						

- 7 -

七ヶ浜町

1次内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 5号	その他原価						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接人件費(設計業務)		式	1			
	$\alpha / (1 - \alpha)$		%				
	その他原価		式	1			
	合計						

- 8 -

七ヶ浜町

1次内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 6号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	業務原価		式	1			
	$\beta / (1 - \beta)$		%				
	一般管理費等		式	1			
	調整額						
	合計						

2次内訳書

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

内 7号	打合せ						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	主任技師		人				
	技師(A)		人				
	技師(B)		人				
	合計						

1次単価表

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 11号	報告書作成	補修方法の提案も含む	単位	回	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
技師(B)			人					
技師(C)			人					
技術員(設計)			人					
機械経費			式	1				
合計								
単価								

1次単価表

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 12号	交通誘導員		単位	人	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人					
合計								
単価								

2次単価表

単価使用年月	2025.06
歩掛適用年月	2025.06
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 15号	高所作業車		単位	日	単位数量		1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要		
運転手(特殊)			人						
軽油			L	20					
高所作業車(リフト車)作業床高12~13m [自走式(ホイール)・ブーム型]			日						
合計									
単価									

令和7年度 道路附属物定期点検業務委託(覆道)

特記仕様書

七ヶ浜町

第1章 総則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、「令和7年度 道路附属物定期点検業務委託(覆道)」(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、「宮城県土木部共通仕様書(建設関連業務)設計業務」の文中の宮城県を七ヶ浜町と読み替え準用するものとする。
3. 本業務の一般的事項は、道路トンネル定期点検要領 令和6年9月(国土交通省 道路局)によるものとするが、履行期限内において、道路トンネル定期点検要領の改訂版が発行された場合は、改訂版の要領に従い作業を行うこと。
4. 本特記仕様書に明記なき不明な事項は、発注者と協議をするものとする。

第2条 トンネル点検員等

本業務を実施する業務主任技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士(総合技術監理部門:道路-トンネル、建設部門:道路-トンネル)
- ・RCCM(トンネル)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

第3条 履行場所

履行場所は、町道湊松ヶ浜海岸線のトンネル(覆道)とする。

・調査対象

- 1)トンネル(覆道)定期点検 1 基 延長 L=30.0 m 幅員 W=6.5 m
点検面積 A=195.0 m² ひび割れ密度 $0 \leq C \leq 0.1$

第4条 履行期間

契約日から、令和7年11月28日までとする。

第2章 作業内容

第5条 目的

- ① 定期点検は、道路利用者や第三者への被害の回避。通行止めなど長期にわたる機能不全の回避、長寿命化への時宜を得た対応などのトンネルに係る維持管理を適切に行うため、道路トンネルの最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性の判断を行う上で必要な情報を得ることを目的とする。
- ② 道路トンネル毎の健全性の診断の区分の決定を行うために、トンネルの状態を把握し、構造物としての安定の観点等の技術的な評価を行う。
- ③ 定期点検では将来の維持管理の参考となり、かつ将来に向けた維持管理計画の策定や見直しに用いるため。状態の記録を行う。

第6条 計画準備

業務の履行に当たり業務計画書を提出しなければならない。業務計画書には、業務概要、業務体制表、工程表、点検計画、安全対策、連絡体制等を記載し、点検業務(現地踏査)の開始前までに提出するものとする。

なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

第7条 トンネル定期点検

1)点検計画

本業務に関する契約図書、指示事項を十分に把握した上、貸与された道路トンネル台帳・過去の点検記録・補修補強記録・建設時の設計図書や地質関係資料・施工記録などから必要な情報を調査するとともに、現地踏査を行い現場の状況を調査する。また、点検時に必要な関係機関への諸手続きを行い、協議結果をもとに点検実施計画書を作成する。

2)定期点検

トンネル点検は、道路トンネル定期点検要領に基づくものとし、覆工アーチ・側壁部、抗門面壁部、路面全体を近接目視点検する。ひび割れやうち継ぎ目等の変状の周囲についてはハンマーによる打音検査を行い、利用者被害を引き起こす可能性が高いき・はく離箇所に対しては、応急措置としてハンマー等を用いてできる限り叩き落す。

3)点検記録表作成

トンネル点検調査結果は、道路トンネル定期点検要領に基づくものとする。

4)報告書作成

点検表以外の報告文の作成。地形地質・トンネル概要、措置の必要性の検討、変状の特徴と変状発生機構の考察、応急対策工、調査、他今後の維持管理に対する提言を行う。

本業務の納入成果品は以下の通り。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (ア)業務報告書(点検記録表等) | 1部 |
| (イ)業務報告書(PDF形式およびオリジナルデータによるCD-R) | 1式 |
| (ウ)その他、発注者が指示したもの | |

第8条 資料の貸与

点検基礎資料として、道路台帳図、管内図、その他関係資料を貸与する。

第9条 緊急事項の報告義務

点検中の事故等が起こった場合は、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

第 3 章 その他

第10条 土地立ち入り等

- 1) 乙は、点検のため第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- 2) 点検のために宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。

3) 点検上やむを得ず立木の伐採等の必要が生じた場合は、協議の上実施するものとする。

第11条 安全確保

受注者は、労働安全防止を図ると共に、点検実施の際は、交通状況に即した適切な交通誘導員や保安施設を設けるなどして、通行する車両や歩行者の安全確保に努めるものとする。

第12条 打合せ協議

本業務の実施に伴い、業務着手時、中間打合せ(1回)、成果品納品時の計3回(標識と兼ねる)実施するものとする。ただし、本業務を円滑に遂行するための必要な打ち合わせについては随時実施することとし、業務進捗状況を定期的に報告すること。なお、打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに発注者に提出すること。

第13条 新技術の活用

受注者は、業務の実施前に新技術情報提供システム(NETIS)等を活用し点検方法について検討をおこない、その結果を発注者に報告し協議をおこなうこととする。

第14条 疑義

本業務の実施にあたり疑義または特記仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

令和7年度 道路附属物定期点検業務委託(道路標識)

特記仕様書

七ヶ浜町

第1章 総則

第1条 適用

1. 本特記仕様書は、「令和7年度 道路附属物定期点検業務委託(道路標識)」(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、「宮城県土木部共通仕様書(建設関連業務)設計業務」の文中の宮城県を七ヶ浜町と読み替え準用するものとする。
3. 本業務の一般的事項は、附属物(標識, 照明施設等)点検要領(令和6年9月)(国土交通省 道路局)によるものとするが、履行期限内において、点検要領の改訂版が発行された場合は、改訂版の要領に従い作業を行うこと。
4. 本特記仕様書に明記なき不明な事項は、発注者と協議をするものとする。

第2条 道路附属物定期点検員等

本業務を実施する業務主任技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有するものとする。

- ・技術士(総合技術監理部門:道路、建設部門:道路)
- ・RCCM(道路)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

第3条 履行場所

履行場所は、七ヶ浜町内の町道とする。

- ・調査対象

1)道路標識定期点検(案内)	13	基
2)道路標識定期点検(誘導)	14	基

第4条 履行期間

契約日から、令和7年11月28日までとする。

第2章 作業内容

第5条 目的

附属物の定期点検は、附属物の支柱や支柱取付部等の弱点部の変状が原因となり、道路利用者及び第三者被害のおそれのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るために、最新の状態を把握するとともに、次回定期点検までに必要な措置等の判断を行ううえで必要な情報を得ることを目的とする。

第6条 計画準備

業務の履行に当たり業務計画書を提出しなければならない。業務計画書には、業務概要、業務体制表、工程表、点検計画、安全対策、連絡体制等を記載し、点検業務(現地踏査)の開始前までに提出するものとする

なお、業務計画書の内容が追加、変更になる場合は、その都度提出しなければならない。

第7条 道路附属物定期点検

1) 点検計画

本業務に関する契約図書、指示事項を十分に把握した上、貸与された建設時の設計図書などから必要な情報を調査するとともに、現地踏査を行い現場の状況を調査する。また、点検時に必要な関係機関への諸手続きを行い、協議結果をもとに点検実施計画書を作成する。

2) 定期点検

道路附属物点検は、附属物(標識、照明施設等)点検要領(令和6年9月)に基づくものとし、本業務調査対象の道路附属物の損傷状況を把握するとともに、ナットの締めなおし等の応急措置を行うものとする。

3) 点検記録表作成

点検調査結果は国土交通省が示す所定の様式、附属物(標識、照明施設等)点検要領(令和6年9月)に基づくものとする。

4) 報告書作成

点検記録表以外の報告文の作成。点検結果を踏まえ措置の必要性の検討、応急対策工、調査、他今後の維持管理に対する提言を行う。

本業務の納入成果品は以下の通り。

- | | |
|-----------------------------------|----|
| (ア)業務報告書(点検記録表等) | 1部 |
| (イ)業務報告書(PDF形式およびオリジナルデータによるCD-R) | 1式 |
| (ウ)その他発注者が支持したもの | |

第8条 資料の貸与

点検基礎資料として、道路台帳図、管内図、その他関係資料を貸与する。

第9条 緊急事項の報告義務

点検中の事故等が起こった場合は、遅滞なく発注者に報告しなければならない。

第3章 その他

第10条 土地立ち入り等

- 1) 乙は、点検のため第三者の土地に立ち入る場合は、第三者に迷惑をかけないように努めなければならない。
- 2) 点検のために宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入る場合は、あらかじめ占有者の了解を得なければならない。
- 3) 点検上やむを得ず立木の伐採等の必要が生じた場合は、協議の上実施するものとする。

第11条 安全確保

受注者は、労働安全防止を図ると共に、点検実施の際は、交通状況に即した適切な交通誘導員や保安施設を設けるなどして、通行する車両や歩行者の安全確保に努めるものとする。

第12条 打合せ協議

本業務の実施に伴い、業務着手時、中間打合せ(1回)、成果品納品時の計3回(覆道と兼ねる)実施するものとする。ただし、本業務を円滑に遂行するための必要な打ち合わせについては随時実施することとし、業務進捗状況を定期的に報告すること。なお、打合せ記録の整理は受注者が行うものとし、打合せ後速やかに発注者に提出すること。

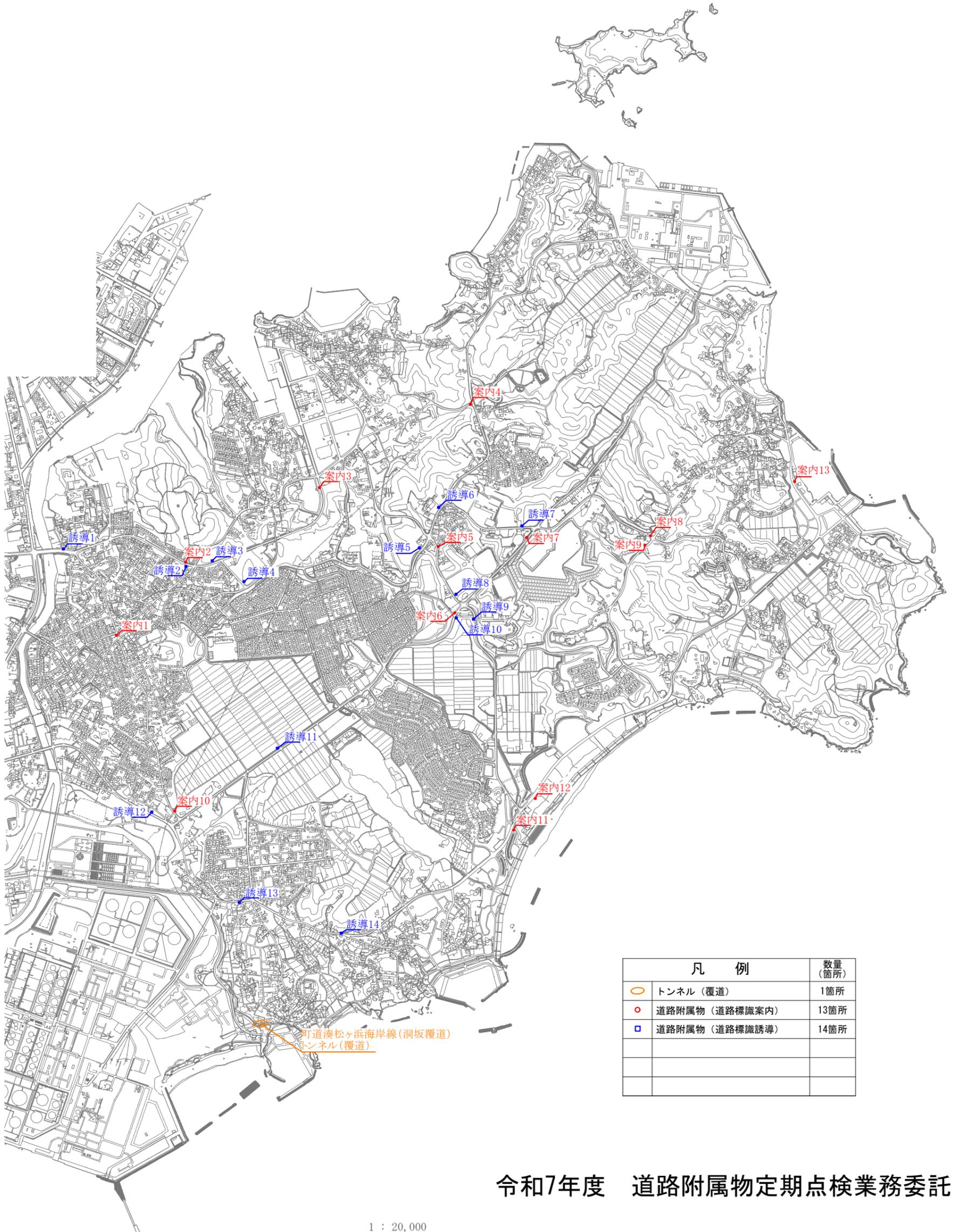
第13条 新技術の活用

受注者は、業務の実施前に新技術情報提供システム(NETIS)等を活用し点検方法について検討をおこない、その結果を発注者に報告し協議をおこなうこととする。

第14条 疑義

本業務の実施にあたり疑義または特記仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、これを定める。

道路附属物位置図



凡 例		数量 (箇所)
○	トンネル (覆道)	1箇所
●	道路附属物 (道路標識案内)	13箇所
□	道路附属物 (道路標識誘導)	14箇所

町道湊松ヶ浜海岸線(洞坂覆道)
トンネル(覆道)

令和7年度 道路附属物定期点検業務委託

1 : 20,000

